

JR大阪駅ビルでの顔認証・自動追跡実験の中止を改めて強く求める

独立行政法人・情報通信研究機構 殿

2014年11月28日

監視社会を拒否する会

共同代表 伊藤成彦(中央大学名誉教授) 田島泰彦(上智大学教授)
福島 至(龍谷大学教授) 村井敏邦(大阪学院大学教授)

(1) 貴機構は、今年4月から予定していたJR大阪駅ビルでの顔認証システム実験を、私たち「監視社会を拒否する会」をはじめとした多くの市民団体の反対によって、延期していました。しかし貴機構は11月7日に、この実験を、撮影に同意したエキストラを対象として、11月から実施することを突然発表しました。

ご存知のとおり私たちは今年3月5日に、貴機構が4月から実施しようとしていたJR大阪駅ビルでの顔認証システム実験は憲法13条に違反する実験であり、ただちに実験を中止するよう要請書を提出しました。これをうけて貴機構は3月11日にこの実験の延期を発表し、同時に「第三者委員会が認めた実験しか行わない」と態度表明し、大学教員・弁護士・研究者による「実験検討委員会」を4月に設置し実験の調査・検討を依頼しました。

これをうけて「実験検討委員会」は10月20日に、貴機構にたいして「調査報告書」を提出しました。それによると、実験によって、乗客らのプライバシーが違法に侵害されることはない、として大枠において実験の実施を認めつつも、しかし、次のような提言を示しました。カメラが撮影した市民の「映像情報」はもとより、「映像情報」から抽出した「特徴量情報や移動経路情報などがみだりに取得されない自由は、プライバシー権によって保護される法的利益に該当する」とし、そのうえで、「JR大阪駅ビルを利用する市民が「撮影を回避する手段を設けること」をはじめとした7項目の「必要な措置」の実施と、これらが「確実に実施されたか確認し公表する」ことを求めました。

それにもかかわらず貴機構は、貴機構が設置したいいわゆる第三者委員会の「報告」を「慎重に検討する」としながらも、それを事実上無視し、11月から実験を開始すると発表したのです。私たちはこの実験をただちに中止することを強く求めます。

(2) 私たちは3月の「要請書」において、「撮影した画像のデータにもとづいて市民一人ひとりを追跡し行動を把握する行為は、憲法13条で保障されているプライバシーの権利(自己情報コントロール権)への重大な侵害」であり、「今回実験が計画されている顔認証・歩行認証システムは、実験にとどまることなく、実験後、公共空間に導入・運用される現実性をもったものである」ことを指摘し、実験の中止を強く求めました。「実験検討委員会」は、私たちのこの主張を検討し、プライバシー権の重要性と

市民への「撮影拒否手段」の提供をはじめとした「必要な措置」の実施を貴機構に求めたのです。

貴機構は、「実験検討委員会」の「調査報告」さえ無視し、なぜ11月の実験を強行しようとするのでしょうか。メディアが明らかにするところによれば、貴機構は、顔認証だけでなく、歩行認証、さらには身長や服装などの姿形を認証する「マルチモーダル解析」の3つの生体認証（個人識別）技術をつかって実験を実施しようとしています。この実験の骨格を貴機構は今年6月まで、私たち市民にも、メディアにも秘密にしていたのです。しかも、貴機構は、この実験の骨格だけでなく、「実験検討委員会」のメンバー、委員会の議事録を公開してきませんでした。「実験検討委員会」の内部から、議事録を公開すべきだという意見がだされ、それによって3つの生体認証技術が実験において使われることがようやく明らかとなったのです。貴機構がこのような経緯についてなんらの説明も謝罪もせず、11月から実験を強行しようとすることは絶対に認められません。

貴機構がこの実験を開始しようとしていることを、私たち「監視社会を拒否する会」だけでなく、多くのメディアも批判的にとりあげています。11月5日には、NHKテレビ「映像自動解析時代のプライバシー」という番組で、「行動追跡できて、名前がわからないときは、個人情報にはあたらないという人もいます。しかし、別の情報と組み合わせることで、特定の個人の行動がわかってしまうことがあり、深刻なプライバシー侵害になりかねません」と報道されました。私たちはこうした顔認証・自動追跡実験に改めて反対します。

(3) 私たちは12月10日に施行されようとしている特定秘密保護法に反対しています。憲法で保障された取材・報道の自由や知る権利をはじめとする市民の自由と人権を脅かし、市民への監視を強め、民主主義を危うくするものだからです。貴機構が実施しようとしている実験は、「誰が・いま・どこを・どのように移動しているか」をリアルタイムで追跡することができる生体認証・自動追跡システムの導入実験であり、自由と民主主義への抑圧を強める点で特定秘密保護法とも密接に関わり、連動しています。

貴機構が実施しようとしているこの実験は、「何人も、その承諾なしにみだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する」と明示した京都府学連事件・最高裁判決（1969年）にも反し、憲法13条で保障されているプライバシーの権利（自己情報コントロール権）を侵害するものです。この観点からすれば、エキストラを対象とする実験であれ、それ以外の実験であれ、とうてい許されるものではありません。11月の実験をただちに中止し、実験計画そのものを白紙撤回することをここに強く求めます。